

滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成24年(2012年)7月24日(火)

13時30分～16時00分

場所： 大津合同庁舎 3階入札室

出席委員：

12名中10名出席

出席：松井部会長、生駒委員、岡田委員、亀田委員、菊池委員、佐山委員、西田委員、
西野委員、濱崎委員、松山委員

欠席：須藤委員、平山委員

議題：

1. 小谷山西池鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
2. 指定希少野生動植物種の追加の指定について

議事概要：

事務局：

定刻となりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催いたします。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。
開催にあたりまして、自然環境保全課長 水田から一言ご挨拶申し上げます。

課長：(あいさつ)

事務局：

議事に入ります前に、今期第1回目の自然環境部会となりますので、委嘱された委員の皆様
についてご紹介させていただきます。

(各委員の紹介)

続きまして、当部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環
境審議会条例第6条第6項において準用する第5条第3項の規定により、部会委員の過半数の
出席が必要でございます。

本日は委員10名中、8人の出席を頂いております。したがって、本日の自然環境部会が成

立していることを御報告させていただきます。

続きまして、部会長を決めたいと思います。滋賀県環境審議会条例第6条第3項により、部に属する委員の互選によって定めることとなっております。

前回に引き続き、松井委員に部会長をお願いしてはと、事務局として考えておりますが委員の皆様いかがですか？

(異議なしの声)

それでは、部会長が決まりましたので、部会長の席に移動していただき、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

部会長：(あいさつ)

ありがとうございます。2年間、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧を付けておりますので、御確認をお願いいたします。

本日の議題は、鳥獣保護区特別保護地区の再指定および、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しでございます。この議題につきまして、御審議いただきたいと思ひっております。

進行につきましては、滋賀県環境審議会条例第6条第6項において準用する第5条第2項の規定により部会長が議長となると定まっておりますので、松井部会長、よろしくお願ひいたします。

部会長：

わかりました。では、お手元の議事次第に従いまして、審議に入りたいと思ひます。鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(説明)

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

近畿地方環境事務所：

今回の田川溜の廃止については、水草の繁茂によるとされているが、環境の変化によるものか。水草とはなにか。

事務局：

水草はハスと聞いている。水草の繁茂の原因は確認できていない。水鳥は水面が見えないと

寄ってこない。水草の繁茂の期間が伸びることで水鳥が寄ってこなくなった。マガンとオオヒシクイはもともと田川溜に飛来しているわけではなく、設定当時は西池に飛来したマガン、オオヒシクイが田川溜も利用することを視野に入れて設定されたものである。環境の変化により、飛来が見込めない現状で再指定する必然性がなくなったと判断している。

近畿地方環境事務所：

過去と比べて大きな変化あるか。

事務局：

種数等に大きな変化は見られない。

委員：

公聴会の結果を見ると、鳥獣の被害があった場合そのものの除外という条件付き賛成があったが、過去3年を見ると有害鳥獣捕獲許可数が0となっている。これは、どういう理由か。

事務局：

区域内での有害捕獲申請がなかったということ。

委員：

周辺区域での有害捕獲でいけたとのことか。

事務局：はい。

委員：

再指定とあるのは、本来、更新であるが、今回は田川溜を廃止し西池は更新するということか。

事務局：

内容はそのとおりです。ただし、区域全体を更新する場合でも、鳥獣保護区は更新、特別保護地区は再指定として表す。

委員：

田川溜と西池は水系で繋がっているのか。

事務局：

繋がっていないと思う。谷が違う。

委員：

水位が下がると背の低い水草が繁茂するということがある。西池と田川溜が水系で繋がっているのであれば、いずれ西池も水位の低下によるハスの繁茂が起こることも考えられる。

事務局：

耕地課が西池の水路の補修をするなかで、排水路の漏水箇所を直すということも考えられている。

委員：

西池の水路の補修で水位の低下がないか。

事務局：

水路の老朽化に対する補修なので、利用量が変わらないので水位の低下が見られないと思われる。

委員：

西池の水路の補修は、西池の上流か下流か。

事務局：

上下流ともである。(位置図で説明。)

部会長：

現在と同規模の水路にするということか。

事務局：

水路の幅をかえるということだけでなく、漏水防止ということである。

委員：

更新には賛成。ため池でハスが蔓延ってきているという話をよく聞く。西池でもハスが蔓延るということはないのか。長期的に西池の水位が調べられているということはあるのか。また、その動向はどうか。西池に飛来する鳥の増減があるのかどうかということを知りたい。

事務局：

飛来数については調べられている。最近少し減ってきていると聞いているが、年々の変動があるので、必ずしも減少傾向とういことではない。

委員：

植生とかが変わってきているということがあるか。また、定期的に調べられているか。

事務局：

定期的な池の植生について調べていない。

委員：

田川溜に対し西池は規模が大きいので劇的な変化はないにしても将来的にたとえば水位の低下などで水草が繁茂するなどより面積が減っていくということはないのか。写真を見るかぎり、湖、池といった感じであるが、ため池は人の管理がはいつて保たれる。西池は10年前も同じような状態で指定されたのか。

事務局：

西池は、全国のため池百選も選ばれており、地元のため池に対する熱意も高い。

委員：

ハスが繁茂しはじめたりした場合、特別保護地区の指定がくびきになって除去できないということはないのか。

事務局：

樹木の伐採については許可が必要な場合があるが、ハスの除去がそれにあたることはない判断される。

委員：

それではなぜ、田川溜は除去できなかったのかということになる。水草が繁茂したから、水鳥が飛来しなくなった。水草の繁茂することを止めることもなく、廃止するというところにちょっと引っかかる。

委員：

オオヒシクイやマガンは冬場の解放水面を利用するので西池でよいと思うが、今回希少鳥獣に指定されたヨシゴイなどが田川溜を今回外すことによって何か生息環境などに影響があるのではないかということが気になっている。もともと保全をきちっとしていこうとするのであれば、ハスをうまく手入れしてそちらも渡り鳥の生息環境として機能するよう形もありうるのではないか。現地は見えていないが、田川溜を外すのを前提条件で話を進めてよいものかと思う。ヨシ原の保全といったことから夏鳥の生息場所として、今回田川溜を外すことで影響が生じないかどうか。

事務局：

田川溜は土手で堰き止めた面積も小さいため池である。それに対し西池は、浅いところもあり変化に富んでいる。ひとめで生息環境としての価値が違うことがわかる。地元からも当初の

思わくのように多くの渡り鳥が訪れないのに、いつまでも特別保護地区に指定しておく必要がないのではないかと疑問があった。保全にメリハリをつけることにより特別保護地区を設定することの意義をはっきりさせることもあった。

委員：

もともと、ヨシゴイといったものよりもオオヒシクイやマガンの飛来する水面といったことに重点をおいた指定であったのか。

事務局：はい。

委員：田川溜と西池のことが話題にあがっているが、西池のほうは山間部の上流部あって、水田の位置も高い。田川溜はほとんど水田の位置とかわらないところにある。大きさがそもそも全然違う。田川溜を外すことが前提になっているが、その裏側には当初指定した目的が何だったのかの天秤になってくる。地元の人が外してくれというので外すのか、行政が面倒を見きれないから、示しが見つからないから外すのかその辺の所の説明が不明瞭でわかりにくい。今の議論の中で一番問題になるのは、周辺の改修工事で、西池の水面がしっかり守られるのかということが一番危惧することである。

神社のぐりに水路をひいてあるわけだが、あの水路の水位を変えられると西池の水面積が大きく変えられることになる。確認してキープしてほしいのは、今の水面が確実に守られていくのかという保証がないと、えらく話が違うじゃないかということになって自然環境が大きく変化することになってしまう。

田川溜のほうは小さくて影響力を持たない。といっても他の地域もここも同じようにどんどん減らしていくということになると話は全然違うことになる。減らすには県民に説明につくように、見たこともない人も県民もみんなに説明につくようにしておかなければならない。また、それを残しておかなければまずいのではないかと思う。

今、西池の環境が大きく変化してきている。ヨシ原の進出の件とハスだが、以前はハスなどはなかったのだが、だれかが投げ入れたかは知らないがここ十数年前から大きくハスが茂り始めている。このまま置いておくと崩し的に違う池になっていく。ヨシ原についても同じである。西池は小さな池で4割ぐらいを森に囲まれヨシ原はもともと人家のあるあたりにほんの目隠し程度であったのが、どんどん中に進出してきている。水底が浅くなってきたのか。水面がだいぶ見えなくなっている。

地元の人たちと本来あるべき環境から、何が変化して何を維持していくのかと、これがこの特別保護地区の鳥類に与える影響について議論を進めていかなければ、この10年で西池の鳥が来なくなったから外そうということに行き着くのではないかと大いに危惧するところである。

資料3の2ページ(2)アの鳥類の中で、前半オオヒシクイという亜種名で呼んでいるので、ヒシクイをあげるのはおかしい。外したらどうか。また、次の3ページに鳥獣による被害というところで、カルガモ、オナガガモ、ヒドリガモが水稻と小麦に被害を及ぼすという説明の中

で、カルガモ、オナガガモ、ヒドリガモが生息しということっていたが、年間生息しているのはカルガモだけである。カルガモは植えた稲を踏み倒すといったことから年間いろいろな被害は考えられるが、オナガガモ、ヒドリガモについてはどういふことがあるのか。

事務局：

地元のひとによると、春先の小麦に時期とオナガガモ、ヒドリガモのいる時期が重なると聞いている。

委員：

春先の穂が伸びてきたところついでむとといったことになると思う。

近畿地方環境事務所：

琵琶湖に生息している水鳥の避難場所としての内湖であるとかこういふため池は、大切であるのかといふこと。また、大切であるのであれば維持していくことも必要であると思う。

部会長：

委員、いかがでしょうか。

委員：

田川溜の非常に小さいので過去からあまり使われていないが、西池は、ヒシクイが琵琶湖に完全に安定する以前に飛んできているので非常に重要度が高いといえる。ただ、隣の池（田川溜）が上から丸見えなので、様子がおかしいぞとなるとなんらかの影響があるのかないのかといわれるとわからない。西池は、関西で非常に重要な生息地としての位置付けになっている。

委員：

一般に、琵琶湖は一般に冬に風が強く北西の風が卓越する。冬は、水鳥にとって湖岸はきびしい。琵琶湖の東岸に内湖が多いので、そういう所に避難しているのだから、そういう周りにあるため池も、特に冬は強風の避難場として機能はあると思う。

部会長：

色々出た質問にすぐ答えられないものも多いと思うし、水位の問題など確認してほしい点はある。特別保護地区の指定にかかることと、ハスが繁茂したときなどの対策は別だということとなっているのだが、どこがするのか。地元がするのか。指定することにより伐採するたびに申請しなければならないとかになると、地元も煩わしくなり、やめたということになるかもしれない。指定することがいいのかどうかということにもなる。

事務局：

どういふ形で維持していくかは、地元等と相談して進めていく。

部会長：

地元と相談するというがどこが主体になってするのか。

事務局：

西池はさまざまな方が入っていることから植生のことなど情報を得ることはできるであろうし、そういった方に働きかけるといったこともできるのではないか。その仕組み自体もゼロから考えていかなければならないと思う。

部会長：

自然環境保全課が情報を集めて何かを考えて、行政が中心となったそういう仕組みがあればよいのだが、そういった仕組みがないなかで、指定だけがされるということに疑問を持つ。

事務局：

地元が管理しているので地元とも話をするし、市ともする。農業の関係があるから県ともする。これからどのように進んでいくか主監課がしっかりみていきたい。たとえばハスが増えていくといったことがあるし、それが増えていくことで特別保護区としての適正がなくなってきたりということがあれば、地元の声をかけさせていただくなど考えていかなければならない。現場の状況を見ていきながら対応していきたい。

委員：

工事の期間と水鳥の飛来のタイミングとを見計らって工事をお願いできないか。具体的にはヒシクイが飛来してくるのが9月20日頃で他のカモたちもそれにおくれやってくるということになるので、ちょうどその時期に工事を始めると、5年、10年取り返しのつかないことになる。今の段階だと配慮してもらえないのではないか。

事務局：

担当課と話をし、工事は農閑期に施行せざる得ないと言われている。

委員：

湖北野鳥センターに専門員がいるので、もし西池で工事がはじまって水鳥がどこかで待機してまた戻ってきてくれるものか、その辺の動きも聞いて工事にはいってもらうなどしてほしい。

事務局：

工事の許可申請の前に当然相談をもらえるだろうし、その段階で専門家に意見をきくなどして対応したい。

委員：

稲刈りの時期を早めてもだめか。

委員：

9月20日頃から飛来するのできびしい。春は早いけど2月いっぱいでも難しい。

近畿地方環境事務所：

工事機械とか低騒音のものを使うといったことはどうか。

事務局：

そういったことについては、こちら側からも言える。工事もそう大きなものでないので、機械のことなども相談しながら進めていきたい。

委員：

小谷山西池鳥獣保護区は、岡田委員がいうように水鳥も大事ですが、他の鳥類や獣類も含めての保護区だね。全体としては猟友会として賛成の立場である。

部会長：

色々、こまかい意見があったが、小谷山西池鳥獣保護区特別保護地区の再指定に反対の意見はなかったように思う。

委員：

今日、答審することになっているか。

議長：

今日することになっている。

委員：

個人的に賛成。

部会長：

案をして答申したいと思うが、これだけ色々でたので、しっかり対応して場合によっては、また報告してもらおうと言うことでよろしく願います。

議題2 指定希少野生動植物種の追加指定について

委員

標記だけの話だが、エンコウソウという標記でよいのか？エンコウソウは平凡社の図鑑だと、リュウキンカの変種となっている。

写真を見る限りでは、普通のリュウキンカに見えるが、学名はどうなっているか？

部会長

レッドデータブックの標記に従うべきでは？

事務局

一般的なリュウキンカを意図している。標記はレッドデータブックに従うこととしたい。学名については再度確認しておきたい。

部会長

ドロガワサルオガセについては生息地も保護されているということですね？

事務局

生息・生育地保護区に指定し、生息地の保護も図っている。

部会長

ヤマセミについては、生活圏について人の立ち入りを禁止すべきという記載があるが、具体的にそのような規制は可能か？

事務局

レッドデータブックの記載をそのまま転用した。県が禁止する規制をかけることはできないが、繁殖場所に立ち入らないなど、重点的に普及啓発していきたい。

委員

ヤマセミの繁殖場所は県内に3～4カ所しかないと言ってもいい状況に陥っている。生息環境を特に守る必要があるため、レッドデータブックでは強めの表現を行った。

ヤマセミは、アユが放流され餌はあるはずなのに減少している。全国的に中型の鳥類が減少している典型例である。

このままでは、ヤマセミとしての地域個体群が維持できない状況にある。

委員

環境の悪化以外に、釣り人の増加は影響はあるのか？

委員

減少している原因は不明であるが、繁殖場所に繰り返し人が立ち入ると、繁殖に悪影響が生じるため、釣り人の増加も影響があると思われる。

委員

渡り鳥の生息数の減少については、日本の環境悪化はどの程度関係あるのか。
繁殖地が海外にある場合は、海外の環境悪化の方が大きな原因になるのではないかと？

委員

日本で繁殖しているものを優先して指定希少野生動植物種の候補としたが、日本で繁殖していないものでも、越冬地が重要である。

例えば、コムミズクは水田で越冬し、ネズミを主食としている。ネズミは人家周辺では減っていないが、自然環境の悪化により水田では減少しているため、コムミズクの生息に影響が出ていると思われる。

部会長

植物の指定は有効だが、鳥獣保護法の網がかけられている鳥獣の指定はどのように有効性があるのか？

事務局

生息環境が悪化していて生息が危機的状況にあるため、2重に網をかけることによって、生息環境の保全や生息の保護についてより説得性を持たせたい。

部会長

指定希少野生動植物種に指定するだけでは、生息環境は守ることが難しいため、あわせて生息・生育地保護区の指定を進めることによって、効果が発揮されるのでは？

事務局

そのように進めていきたい。

近畿地方事務所

ドロガワサルオガセの保全について、醒井で生育しているスギ 10 本を伐採しないことについて、所有者からのスギの買い取りなどは実施されたか？

また、地衣類は湿度や温度などの微妙な条件が必要なので、着生しているスギ 10 本の周辺もあわせて保全すべきでは？

事務局

スギは県有地なので、買い取りなどをせずに保全することができた。また、着生しているスギ 10 本の周辺も保護区に指定しており周辺の皆伐を避けるようにしていること、周辺は醒井養鱒場であり水面が多いことから、現在の状況の中では周辺の環境も保たれていくと考えている。

滋賀森林管理署

これまでにどのような指定がされ、今後の指定の考え方とスケジュールは？指定する目標数値はあるのか。

事務局

平成 19 年度に、2005 年版県レッドデータブックに基づいて植物 12 種、動物 10 種が指定された。

今回は、2010 年版県レッドデータブックが発行されたことによって、生息状況がより悪化したものから追加指定を検討した。今後も、県レッドデータブックが改訂されるタイミングで、生息状況の変化を踏まえて追加指定する種を検討していきたい。指定する種の目標数値は存在しない。

部会長

ナゴヤダルマガエルはかつてオークションに出たり、哺乳類や魚の餌用として販売が行われていたが、滋賀県が指定希少野生動植物種を指定することによって、違反を検挙したことはあるか。

事務局

滋賀県では検挙事例はないが、全国的には検挙事例があったと聞いている。

委員

高島市今津町内では、学校教育の生き物調査でナゴヤダルマガエルを捕獲して、専門家に指摘された事例があった。この種だけを特定して捕獲しないようにすることは難しいし、カエルを子供から離すことも望ましくないが、捕獲したら放すなど、環境教育において現場に即した指導が必要である。

事務局

指定希少野生動植物種については、できるだけ普及啓発していきたい。また、琵琶湖博物館でカエルの展示を行っているため、このようなものも見ていただければよいと考える。

委員

展覧会などで、栽培した希少野生動植物を堂々と展示していることがある。指定希少野生動植物種のパンフレットの配布や、普及啓発を行うにあたっては、教育委員会の生涯学習担当部

署や、福祉関係機関、高齢者の学習機関などに対しても必要である。

議題からは外れるが、カラスについては指定野生鳥獣種に指定する必要があると考えるので、検討してほしい。

委員

エンコウソウの学名の一部については、イタリックに修正すべき。

部会長

個別にはいろいろなご意見をいただいたが、今回諮問された種すべてについては、原案どおり指定希少野生動植物種として追加指定することとして、答申してよろしいか。

全員

異議なし。